

競争入札心得

(総則)

第1条 古平町が発注する工事の請負、製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、その他契約に係る入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に古平町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(入札)

第3条 入札参加者は入札書及び建設工事の入札にあつては入札金額内訳書を作成し、同一封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができません。

3 入札参加者は競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書き換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書及び入札金額内訳書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書及び入札金額内訳書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書及び入札金額内訳書に記名押印がない入札
- (4) 入札書の記載金額と入札金額内訳書の記載金額が著しく相違した入札
- (5) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (6) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

- (7) 代理人が2人以上の者の代理をして行った入札
- (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正のあった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。ただし、別紙の最低制限価格制度事務取扱要領第6条第2項に該当する再度入札である場合は、同項に定めるところにより最低制限価格を下回る価格で入札した者は再度入札に参加できません。

- 2 前項の再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。
- 3 第1項の再度入札の回数は、2回以内とします。

(落札の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、別紙の古平町最低制限価格制度事務取扱要領に基づいて最低制限価格を設定した場合は、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申し込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

- 2 前項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で入札した者のうちから落札者を決定します。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約書案に記名押印の上、落札決定の

通知を受けた日から7日以内に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第14条 落札者が当該契約に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、古平町に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を古平町に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(1) 保険会社との間に古平町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

(2) 保険会社、銀行、その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、古平町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

2 古平町は、前項の契約保証金又はこれに代える担保の受領に際し、多額の現金等の取引を伴うことから、万一の事故等の危険防止を重視し、落札者に対し同項各号に定める証券の提出をお願いしています。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工事費内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められるときは、契約を解除することがあります。

(入札の取り止め等)

第18条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により担当職員に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する職員に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金

を徴収し、又は契約を解除することがあります。